

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 12 日

水 曜 日

第 3629 号

目 次

告 示

○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消し 1

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 2

○総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定の取消し 3

告 示

富山県告示第284号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消しについて

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定し、併せて次の売りさばき人及び売りさばき所の指定を取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定したもの

- (1) 指定年月日 平成25年 6 月 3 日
- (2) 売りさばき人 中新川郡上市町西中町11
株式会社上市まちづくり公社
- (3) 売りさばき所 中新川郡上市町西中町11

2 指定を取り消したもの

- (1) 指定取消年月日 平成25年 6 月 3 日
- (2) 売りさばき人 中新川郡上市町三日市43

株式会社樋口靴店

(3) 売りさばき所 中新川郡上市町三日市43

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 イータウンとなみ 砺波市太郎丸字堀田島3530番1号
ほか124筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダ電機 ほか
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町
1番1号 ほか1
 - (変更後) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町
1番1号 ほか4
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (変更前) C棟建物南側ほか 100台
 - (変更後) C棟建物南側ほか 100台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (変更前) C棟建物北側ほか 186㎡
 - (変更後) C棟建物西側ほか 186㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (変更前) C 棟建物西側ほか 142.5m³
(変更後) C 棟建物西側ほか 142.5m³
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時及び翌午前 0 時 ほか
(変更後) 午前 9 時及び午後 10 時 ほか
- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 8 時から午後 7 時まで ほか
(変更後) 午前 6 時から午後 10 時まで ほか
- 4 変更の日 平成 25 年 6 月 21 日 ほか
5 変更の理由 未定であった小売業者が決定したため
6 届出の日 平成 25 年 6 月 4 日
7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
8 縦覧期間 平成 25 年 6 月 12 日から平成 25 年 10 月 15 日まで
9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2) (1) の事項の公表の可否 (3) 当該店舗の名称及び所在地 (4) 意見及びその理由

総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の第 5 第 2 項の規定により、次のとおり同法第 86 条第 1 項による認定を取消したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 25 年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 認定の取消しをした公告認定対象区域

氷見市上田字上野10番19号

2 認定の取消しをした日

平成25年 6 月12日